

## E C O-T O P プログラム認定要綱

|    |                   |
|----|-------------------|
|    | 平成 19 年 10 月 1 日  |
|    | 19 環自計第 837 号     |
| 改正 | 平成 20 年 10 月 1 日  |
|    | 20 環自計第 918 号     |
| 改正 | 平成 21 年 11 月 1 日  |
|    | 21 環自計第 852 号     |
| 改正 | 平成 22 年 4 月 1 日   |
|    | 21 環自計第 1571 号    |
| 改正 | 平成 22 年 11 月 18 日 |
|    | 22 環自計第 994 号     |
| 改正 | 平成 24 年 5 月 18 日  |
|    | 24 環自計第 312 号     |
| 改正 | 平成 29 年 3 月 17 日  |
|    | 28 環自計第 947 号     |
| 改正 | 平成 29 年 10 月 23 日 |
|    | 29 環自計第 587 号     |
| 改正 | 平成 29 年 12 月 20 日 |
|    | 29 環自計第 750 号     |
| 改正 | 令和 3 年 3 月 30 日   |
|    | 2 環自計第 879 号      |

### (目的)

第1条 この要綱は、今後の持続可能な社会の構築に向けて、自然環境分野で幅広い知識と専門性を備えアクティブに行動できる人材を育成し、人材の能力を認証するための人材育成プログラム（以下「E C O-T O P プログラム」という。）の認定（以下「認定」という。）に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (認定の申請)

第2条 認定を受けようとする大学等（以下「申請校」という。）は、E C O-T O P プログラムの課程認定申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする大学等の学科等の概要（様式第2号）
- (2) 認定を受けようとする教育課程及び教員に関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程及び教員組織（様式第3-1号）
  - イ 認定を受けようとする教育課程の教員プロフィール（様式第3-2号）

- (3) 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムに関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程のカリキュラムの概要(様式第4-1号)
  - イ 認定を受けようとする学部学科等のカリキュラム(履修モデル)及び教育課程のカリキュラム(履修モデル)(様式第4-2号)
- (4) 認定を受けようとする教育課程の各授業科目のシラバス(様式第5号)
- (5) 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの計画に関する次の書類
  - ア 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの概要(様式第6-1号)
  - イ 認定を受けようとする教育課程のインターンシップの履修計画(様式第6-2号)
- (6) 認定を受けようとする教育課程の人材育成に対する理念等に関する書類(様式第7号)
- (7) 認定を受けようとする教育課程の教育点検及び改善方法に関する書類(様式第8号)
- (8) 認定を受けようとする教育課程の責任者及び教員体制に関する書類(様式第9号)
- (9) 次に掲げるもの
  - ア 学則・履修規程等
  - イ 単位互換協定書
  - ウ 組織改組対照表

2 知事は、前項の規定による申請に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

#### (ECO-TOPプログラム認定検討会)

第3条 知事は、ECO-TOPプログラムの認定等に当たって、意見を聴取するため、ECO-TOPプログラム認定検討会（以下「検討会」という。）を置く。  
2 検討会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。

#### (認定の決定)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、検討会に意見を聴いた上で、別に定めるECO-TOPプログラム認定審査基準（以下「認定審査基準」という。）に基づき申請内容を審査し、ECO-TOPプログラムとして認定するか否かを決定する。  
2 知事は、必要に応じて、認定の申請内容について申請校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、当該申請内容に関する調査を行い、又は申請校に資料の提出を求めることができる。  
3 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聞くことができる。  
4 知事は、第1項の規定により決定した結果について、様式第10号又は様式第11号により、当該申請校に通知する。

(認定後の教育点検の報告)

第5条 知事は、前条第4項の規定により認定の通知を受けた大学等(以下「認定校」という。)に対して、必要に応じて、教育点検の内容等を報告させ、報告を受けたときは、その内容について検討会へ報告する。

(認定後の変更)

第6条 認定校は、別表に掲げる事項に変更が生じるときは、変更申請書（様式第12号）に、当該事項に応じて別表右欄に掲げる様式を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。

- 2 知事は、第1項の規定による申請に不備があると認めるとときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、必要に応じて検討会に意見を聴いた上で、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定する。検討会に意見を聴くことなく、申請内容を審査し、変更内容を認めるか否かを決定した事項については、検討会へ報告する。
- 4 知事は、必要に応じて、第1項の規定による申請の内容について認定校に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、当該変更内容に関する調査を行い、又は認定校に資料の提出を求めることができる。
- 5 知事は、前項の規定に基づくヒアリング又は調査の実施に当たり、検討会に意見を聞くことができる。
- 6 知事は、第3項の規定により決定した結果について、様式第13号又は様式第14号により、当該認定校に通知する。

(認定の更新)

第7条 認定は、6年以内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 認定校は、前項の更新を受けるためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は前項の更新を受けた日から起算して6年以内に、更新申請書（様式第15号）のほか、第2条各号に規定する書類を添えて、遅滞なく知事へ提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請（以下「更新申請」という。）に不備があると認めるとときは、相当の期間を定めて申請者にその補正を求め、当該申請者がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 4 知事は、更新申請を受け、当該申請に不備がないと認めたときは、検討会に意見を聴いた上で、認定審査基準に基づき、申請内容を審査し、更新するか否かを決定する。
- 5 知事は、必要に応じて、更新申請の内容について更新申請をした認定校（以下「更新申請校」という。）に対してヒアリングを行い、その内容について確認が必要な場合にあっては、更新申請の内容に関する調査を行い、又は更新申請校に資料の提出を求めることができる。
- 6 知事は、第4項の規定により決定した結果について、様式第16号又は様式第17号に

より当該更新申請校に通知する。

(認定の延長)

第8条 認定校は、前条の規定にかかわらず、更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間に限り、4年間を上限として、認定の有効期間の延長を申請することができる。

- 2 認定校は、前項の延長を申請するためには、第4条第4項の規定により認定の通知を受けた日又は第7条第6項により認定の更新を受けた日から起算して6年以内に認定有効期間延長申請書（様式第18号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、当該申請に不備がないと認めたときは、様式第19号により、当該申請校に通知する。当該申請に不備があると認めるとときは、相当の期間を定めて当該申請校にその補正を求め、当該申請校がその期間内に当該補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定校が次のいずれかに該当するときには、様式第20号により認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項、第6条第1項、第7条第2項及び前条第2項の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による変更の申請をせず、認定の内容を変更したとき。
- (3) 認定校が、認定取消申請書（様式第21号）を提出したとき。
- (4) その他認定審査基準を満たすことができなくなったと知事が認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ECO-TOPプログラムの認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第6条関係）

| 変更の内容           | 添付書類                    |
|-----------------|-------------------------|
| 1 大学に関する情報      | 様式第2号                   |
| 2 科目名           | 様式第4-2号                 |
| 3 履修モデル         | 様式第4-2号                 |
| 4 責任者・教員体制      | 様式第9号                   |
| 5 単位数           | 様式4-2号                  |
| 6 必修、選択必修、選択科目  | 様式4-2号                  |
| 7 新規科目（追加）      | 様式第4-2号、様式第5号又は様式第6-1号※ |
| 8 既存科目（廃止）      | 様式4-2号                  |
| 9 科目の概要         | 様式4-2号、様式5号又は様式6-1号※    |
| 10 インターンシップ履修計画 | 様式第6-2号※                |

※ 変更対象科目がインターンシップの場合に限る。